別表六（二十七）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12の７第７項、第８項、第10項又は第11項（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（当該事業年度の翌事業年度以後の各事業年度において同条第８項又は第11項の規定の適用を受けようとする場合を含む。）に記載すること。

2　「措法第42条の12の７第７項及び第10項の規定の適用可否」の欄は、租税特別措置法第42条の12の７第７項又は第10項の規定の適用を受ける場合において、別表六（七）「８」、「13」又は「16」の要件のいずれかに該当するときに「可」と記載すること。

3　「単価　(3)」の欄は、次に掲げる租税特別措置法第42条の12の７第７項に規定する産業競争力基盤強化商品の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載すること。

(1)　租税特別措置法第42条の12の７第７項第１号に規定する基準演算半導体　１万6,000円

(2)　租税特別措置法施行令第27条の12の７第４項第１号（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）に掲げる特定演算半導体　１万3,000円

(3)　租税特別措置法施行令第27条の12の７第４項第２号に掲げる特定演算半導体　１万1,000円

(4)　租税特別措置法施行令第27条の12の７第４項第３号に掲げる特定演算半導体　7,000円

(5)　租税特別措置法第42条の12の７第７項第２号に規定する基準半導体　4,000円

(6)　租税特別措置法施行令第27条の12の７第５項第１号に掲げるパワー半導体等　6,000円

(7)　租税特別措置法施行令第27条の12の７第５項第２号に掲げるパワー半導体等　２万9,000円

(8)　租税特別措置法施行令第27条の12の７第５項第３号に掲げるパワー半導体等　１万8,000円

(9)　租税特別措置法第42条の12の７第10項第１号に掲げる自動車　20万円（同号に規定する内燃機関を有しないものにあつては、40万円）

(10)　租税特別措置法第42条の12の７第10項第２号に掲げる鉄鋼　２万円

(11)　租税特別措置法第42条の12の７第10項第３号に掲げる基礎化学品　５万円

(12)　租税特別措置法第42条の12の７第10項第４号に掲げる燃料　30円

4　「販売数　(4)」の欄は、租税特別措置法第42条の12の７第７項各号及び第10項各号に規定する証明がされた数の合計を記載すること。

5　「調整後販売数　(5)」の欄は、「販売数　(4)」の数を次に掲げるその販売された日の属する期間ごとに区分した数にそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した数の合計を記載すること。

(1)　租税特別措置法第42条の12の７第７項に規定する半導体生産用資産又は同条第10項に規定する特定商品生産用資産を事業の用に供した日（以下この号において「供用日」という。）から供用日以後７年を経過する日までの期間　100分の100

(2)　供用日以後７年を経過する日の翌日から供用日以後８年を経過する日までの期間　100分の75

(3)　供用日以後８年を経過する日の翌日から供用日以後９年を経過する日までの期間　100分の50

(4)　供用日以後９年を経過する日の翌日以後の期間　100分の25

6　「既控除対象額（前期以前の(12)の合計）　(10)」の欄は、租税特別措置法施行令第27条の12の７第６項第２号又は第８項第２号に掲げる金額がある場合には、当該金額を含めて記載すること。

7　「翌期繰越額(35)－(36)　(37)」及び「翌期繰越額(38)－(39)　(40)」の各欄の外書には、別表六（六）「８」又は別表六（六）付表「２」の各欄の金額を記載すること。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たつては、当該金額を含めて計算すること。

別表六(二十六)及び別表六(二十九)を次のように改める。